

前橋市上大島町自治会個人情報保護方針（内規）

1 利用目的の明示、同意の取得及び目的外利用の禁止

自治会員から個人情報を提供頂く場合には、あらかじめその目的を明示して同意を取得する。利用にあたっては、その目的の範囲内での利用に限定する。自治会員から個人情報を提供頂く際に明示した目的の範囲を超えて自治会員の個人情報を利用する必要がある場合には、事前に自治会員にその目的を連絡する。新たな目的に同意できない場合には、自治会員自身の判断により、かかる利用を拒否することができる。

個人情報を自治会に提供することを希望しない場合、自治会員は個人情報の提供を拒否できる。

2 第三者への開示・提供の禁止

自治会は、自治会員から提供頂いた個人情報を、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示または提供しないものとする。

- (ア) 自治会員の同意がある場合
- (イ) 法的な命令等により個人情報の開示が求められた場合
- (ウ) 人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合であって、緊急の場合
- (エ) 自治会の関係する公官庁、連合自治会等からの問合せ等であって、自治会から回答することが適切と判断される場合
- (オ) 印刷、データ入力等で事前に守秘義務契約を締結した外部業者に業務を委託する場合

3 個人情報の厳重かつ適正な管理

自治会は、自治会員の個人情報を適切かつ慎重に管理しなければならない。また、個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、厳重なセキュリティ対策を実施するものとする。

- (ア) 安全管理、責任体制の構築
- (イ) 個人情報を閲覧できる担当者の限定
- (ウ) 個人情報の持ち出し制限
- (エ) 外部からの個人情報への不正アクセス防止策の導入
- (オ) 担当者に対する個人情報保護研修の実施

4 「個人情報」に関する問い合わせへの対応

- 1) 自治会員が自身の個人情報について確認したい場合には、自治会員は個人情報を提供した担当副自治会長に問い合わせるものとする。
- 2) 第三者への自治会員の個人情報の遺漏を防止するため、自治会員自身であることが自治会にて確認できた場合に限り、自治会で保管している当該自治会員の個人情報を、当該自治会員に通知することができる。
- 3) 自治会員の個人情報に誤りや変更があった場合には、自治会員からの要請に基づき、第三者による自治会員の個人情報の改ざんを防止するため、自治会員自身であることが自治会にて確認できた場合に限り、不正確な情報または古い情報を修正または削除することができる。

5 「個人情報」に関する苦情への対応窓口

自治会員が自身の個人情報について苦情がある場合には、自治会員は個人情報を提供した担当副自治会長に申し入れることができる。

6 適用

この方針は、平成 19 年 9 月 20 日から適用する。

上大島町自治会個人情報取り扱い方法等の要領

「上大島町自治会個人情報取扱方針」に基づき、上大島町自治会における個人情報の取扱方法等について次のとおり定める。

1 会員台帳

- (ア) 使用目的
 - 会員の加入・脱退の把握
 - 会費支払状況の把握
 - 自治会活動への参加者の把握等
- (イ) 取得する情報は次のとおりとする。
 - 氏名
 - 住所（所属する組、班を含む）
 - 電話番号
- (ウ) 会員台帳は、自治会長が管理する。
- (エ) 会員台帳は、会長の許可を得た者以外には閲覧させない。
- (オ) ホームページへの掲載は行わない。

2 会員名簿

- (ア) 使用目的
 - 会員相互の連絡
 - 役員と会員との連絡
- (イ) 取得する情報は次のとおりとする。
 - 氏名
 - 住所（所属する組、班を含む）
 - 電話番号
- (ウ) 会員は、氏名、住所、電話番号のいずれかまたはすべてについて、名簿への掲載を任意に拒否できる。
- (エ) 会員名簿は、自治会長が管理する。
- (オ) 会員名簿の配布先は自治会員に限定し、会員以外へは配布しない。
- (カ) ホームページへの掲載は行わない。

3 役員名簿

- (ア) 使用目的
 - 会員と役員との連絡
 - 役員相互の連絡
- (イ) 取得する情報は次のとおりとする。
 - 氏名
 - 住所（所属するブロック、班を含む）
- (ウ) 電話番号
- (エ) 携帯電話番号
- (オ) FAX 番号
- (カ) E-mail アドレス
- (キ) 役員名簿は、会計担当副自治会長が管理する。
- (ク) 役員名簿の配布先は自治会員に限定し、会員以外へは配布しない。携帯電話番号、E-mail アドレスは役員相互の連絡のみに使用するもので、会員名簿には掲載しない。

4 行政官庁等から委嘱される委員（委嘱委員）の名簿

(ア) 使用目的

委嘱委員の把握
会員と委嘱委員との連絡
委嘱委員相互の連絡

(イ) 取得する情報は次のとおりとする。

電話番号

年齢その他行政官庁等から要請された情報
委嘱委員名簿は会長が管理する。

委嘱委員名簿の配布先は、当該行政官庁等とし、その目的に応じて自治会員に限定して、
、 を配布し、それ以外へは配布しない。

(ウ) ホームページへの掲載は行わない。

5 その他の名簿

(ア) 使用目的

自治会活動のために個人情報を取得する必要がある場合、個別に定めることとし、その目的のために取得する。

(イ) 取得する情報は次のとおりとする。

氏名

住所（所属する組、班を含む）

電話番号

年齢その他必要な情報

(ウ) 名簿は当該業務を担当する副自治会長が管理する。

(エ) 名簿の配布先は、その目的に応じて、一部の役員に限定し、それ以外へは配布しない。

(オ) ホームページへの掲載は行わない。

6 適用

この要領は、平成 19 年 9 月 20 日から適用する。